

# 共に支え合う 支援計画

## ～鹿沼市自殺対策計画～

### 計画策定の趣旨

平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、地域レベルの実践的な取組を推進するため、都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市においても、関係機関・団体等との連携を強化し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、鹿沼市自殺対策計画を策定します。

### 計画の期間

令和2年度～令和6年度までの5年間の計画とします。



### 鹿沼市の課題

#### 課題1

若者・働き世代の自殺者数割合が国・県よりも高く、また、自殺またはそれに近いことを考えた時であっても相談しない方が多い状況です。

#### 課題2

女性の自殺者数は高齢世代で多くなっています。

#### 課題3

男性の自殺の原因は、「経済・生活問題」が健康問題に次いで多い状況です。

### 基本理念

共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現

### 自殺対策の推進に関する基本方針

- (1) 自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」である
- (2) 自殺はその多くが「追い込まれた末の死」である
- (3) 自殺はその多くが「防ぐことができる社会的な問題」である
- (4) 自殺を考えている人は「何らかのサインを発している」ことが多い

### 計画の目標値

評価指標	現状値	目標値
自殺死亡率 (人口10万人対)	18.9 (平成27年)	14.2 (令和6年)
大いにストレスを感じる人を減らす	17.6% (平成30年)	16.0%以下 (令和5年)